## 眼底検査受診費用の一部を 助成します

希望者に眼底検査を医療機関で受けた費用の一部を助成します。

#### 対象者

満40歳以上(昭和57年3月31日以前に出生された方)で、下記に該当する方は除きます。

- ①令和3年度の健康診査で眼底検査を受けた方
- ②通院により眼底検査を受けている方(医師の指示により眼底検査を受ける方も含みます)

### 受診方法

- ①役場で「眼底検査受診御依頼書」と「安平町眼底検査費用助成交付申請書」の交付を受ける。
- ②「眼底検査受診御依頼書」を自分で選んだ眼科医療機関へ提出、検査を受けて検査料金を医療機関で支払い、領収書を発行してもらう。
  - ※「健診」扱いになるので、保険証は使えません。
- ③「安平町眼底検査費用助成交付申請書」に記載し、②の領収書を郵送、または窓口へ提出して費用の助成手続きを行う。
  - ※助成額は5,038円が上限です。

#### 助成期間

1月1日出から3月31日休までに受診した検査が助成の対象となります。

#### 助成申請手続き期限

4月15日金まで

問合せ(ご不明な点は下記までご連絡ください)

健康福祉課健康推進グループ ☎29 7071

# 軽自動車などの譲渡・廃車の手続きは 3月中にお願いします

令和4年度の軽自動車税種別割は、令和4年4月1日時点の所有者に対し課税されます。軽自動車などを取得、譲渡、廃車した方や住所変更の手続きが済んでいない方は、3月中に手続きを済ませてください。

軽自動車税種別割は、自動車税種別割と異なり月割賦課制度がありません。令和4年4月2日以降に譲渡・廃車をしても、令和4年度の軽自動車税種別割は全額納付となります。ご注意ください。

#### 手続き先

- ・原動機付自転車(125cc以下のバイク)、小型特殊自動車(トラクター、フォークリフトなど)
  - → 税務住民課税務グループ
- ・軽二輪車、二輪小型自動車(126cc以上のバイク)
  - → 室蘭運輸支局(室蘭市日の出町3丁目4番9号 ☎050-5540-2004)
- · 四輪軽自動車
  - → 全国軽自動車協会連合会室蘭事務所(室蘭市日の出町2丁目39番1号 ☎0143億4441)

#### 問合せ

税務住民課税務グループ ☎ ② 2513